

第14次鉱業労働災害防止計画の 取組状況について

令和8年3月25日
経済産業省
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1-1. 第14次鉱業労働災害防止計画（令和5～9年度）の概要①

I. 目標

各鉱山においては、

鉱山災害を撲滅 させることを目指す。

全鉱山における鉱山災害の発生状況として、

計画期間5年間で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1：毎年の死亡災害は0（ゼロ）

指標2：5年間の平均で、**鉱山災害の度数率0.70以下**

指標3：5年間の平均で、**重傷災害の度数率0.50以下**

注) 度数率：稼働延百万時間当たり罹災者数
鉱山災害：休業日数が3日以上
重傷災害：死亡災害を除く休業日数が2週間以上の鉱山災害

II. 主要な対策事項

1 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

① 鉱山保安マネジメントシステム導入・運用の深化

- ・ 鉱業権者は、リスクアセスメントやマネジメントシステムの充実等の取組を引き続き推進する。これらの取組の中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組む。
- ・ 国及び鉱業権者は、引き続き自己点検チェックリストにより毎年適切に評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を講ずる。
- ・ 国は、自己点検チェックリストの見直しを行い、全ての鉱山で取り組むよう鉱業権者に促す。
また、必要に応じ鉱山保安マネジメントシステム導入のための手引書を見直すとともに、具体的な実施方法に関する助言や優良事例についての情報提供の充実等を引き続き図る。

② 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

- ・ 国は、情報提供ツールを充実させるとともに、各鉱山の状況に応じたきめ細かな助言の一層の充実を図る。

2 自主保安の推進と安全文化の醸成

① 自主保安の徹底と安全意識の高揚

- ・ 保安統括者、保安管理者及び作業監督者は、鉱山における保安管理体制の中核として、常に現場の保安状況を把握し、その職責の十分な遂行に努める。
- ・ 鉱山労働者は、保安規程や作業手順書の遵守にとどまらず、保安活動に積極的に参画するとともに、自らの知識や技能、経験をそれらの作成や見直しに反映するように努める。
- ・ 鉱業関係団体は、「保安管理マスター制度」の運用や改善を始めとした自主保安体制強化のための取組等、鉱山災害防止活動を積極的に実施する。

② 鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成

- ・ 経営トップは、保安方針を表明するとともに鉱山における保安活動を主導し、鉱山に関わる全ての者が保安に関する情報に通じ、保安活動に参画できる環境作りに努める。

③ 自主保安の向上に資する人づくりへの取組

- ・ 鉱業権者は、現場保安力の向上のため、危険体感教育、危険予知の実践教育並びに保安技術及び知識に関する学習の機会を設けるとともに、国が情報提供している鉱山災害事例等を活用し、継続的な保安教育の実施に努める。
- ・ 国は、外部専門家を活用した保安指導や鉱山労働者等を対象とした各種研修の実施等に取り組む。
- ・ 鉱業関係団体は、危険体感教育に関する情報を提供する。

1-2. 第14次鉱業労働災害防止計画（令和5～9年度）の概要②

II. 主要な対策事項

3 個別対策の推進

① 死亡災害・重傷災害の原因究明と再発防止対策の徹底

- ・ 鉱業権者は、徹底した原因究明と再発防止に努める。また、ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないようにするための対策を引き続き検討するとともに、ヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずる。
- ・ 国は、鉱山災害情報を分かりやすく整理及び分析を行い、情報提供を積極的に行う。

② 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

- ・ 鉱業権者は、リスクアセスメントの継続的な見直しを徹底して行うとともに、運搬装置に取り付ける安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を一層重視した教育の回復実施等に努めることにより、鉱山災害の着実な減少を図る。
- ・ 国は、鉱山災害事例等を活用し、きめ細かな助言や情報提供を行う。特に運搬装置に取り付ける安全装置や自動運転による運搬装置の無人化への取組等について最新の情報を収集し、情報提供を行う。

③ 罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進

- ・ 国は、鉱山労働者のうちとりわけ経験年数が少ない者や高齢者が罹災する可能性が高いことから、鉱業関係団体等と連携及び協働し、当該鉱山労働者の罹災を減少させるために鉱業権者や鉱山労働者が活用できる教育ツール等を作成する。
- ・ 鉱業権者は、単独作業対策として、カメラ、センサーによる作業の記録や管理等により、鉱山災害の未然防止や原因究明を容易に行うことができる環境の整備に努める。

④ 鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進

- ・ 国は、発生状況の違いについても情報収集を行い、全国横断的な鉱業関係団体に加えて、地域の鉱業関係団体とも連携しつつ、保安向上のための情報共有や保安教育の機会を設けるなどの取組を進める。

⑤ 自然災害に係る防災対策の推進

- ・ 鉱業権者は、近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、露天採掘切羽等を点検し、必要に応じ鉱山労働者等に対し、避難場所の設定及び周知並びに定期的な避難訓練の実施等の防災対策を講ずる。また、自然災害発生後に操業を再開する際には、露天採掘切羽等を綿密に点検し、二次災害の防止を図る。

4 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進

① 基盤的な保安対策

- ・ 鉱業権者は、次に掲げる基盤的な保安対策を推進する。
 - (1) 露天掘採場の残壁対策
 - (2) 坑内の保安対策
 - (3) 作業環境の整備

② デジタル技術の活用等による保安技術の向上

- ・ 鉱業権者は、運搬装置にデジタル技術を活用した安全装置を取り付ける等、鉱山災害の防止に効果的なハード面の対策を一層推進するよう努める。
- ・ 国は、デジタル技術を活用した安全装置等、保安の向上に関する最新の情報を積極的に提供することにより、その実地への適用を推進する。

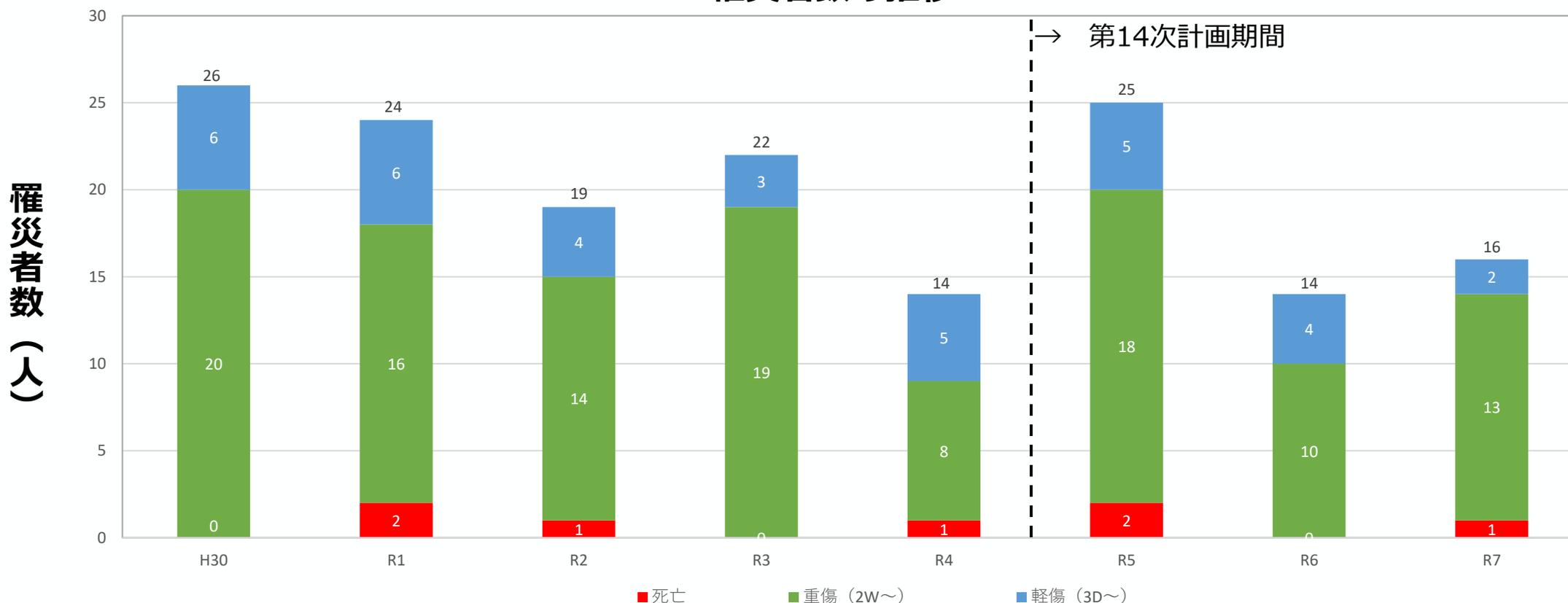
5 中小規模の鉱山における保安確保の推進

- ・ 国及び鉱業関係団体は、中央労働災害防止協会の支援制度の活用や、地域単位で鉱山の関係者が行う保安力向上のための情報交換、大規模の鉱山による保安レベルの底上げのための積極的な取組等が中小規模の鉱山において円滑に行われるよう、きめ細かな対応を行う。

2-1. 近年における災害発生状況（罹災者数の推移）

- 令和7年は、2年ぶりに死亡災害が1件発生。罹災者数は令和6年に比べて2名増加。
- 第14次計画期間（令和5～9年度）の罹災者数は、令和5年に25名と増加しものの、令和6年は14名、令和7年は16名。ただし、死亡者数は既に3名で、令和8年1月にも死亡災害が発生。

罹災者数の推移



注：重傷者：休業日数が2週間以上の罹災者
軽傷者：休業日数が3日以上2週間未満の罹災者

2-2. 近年における災害発生状況（度数率の推移）

- 鉱山災害の度数率※1

令和7年の度数率は0.83であり、令和5年～7年の平均度数率は0.94である。

(参考) 令和6年の製造業の度数率は2.04 (出典：労働災害動向調査のうち事業所規模30人以上の度数率)

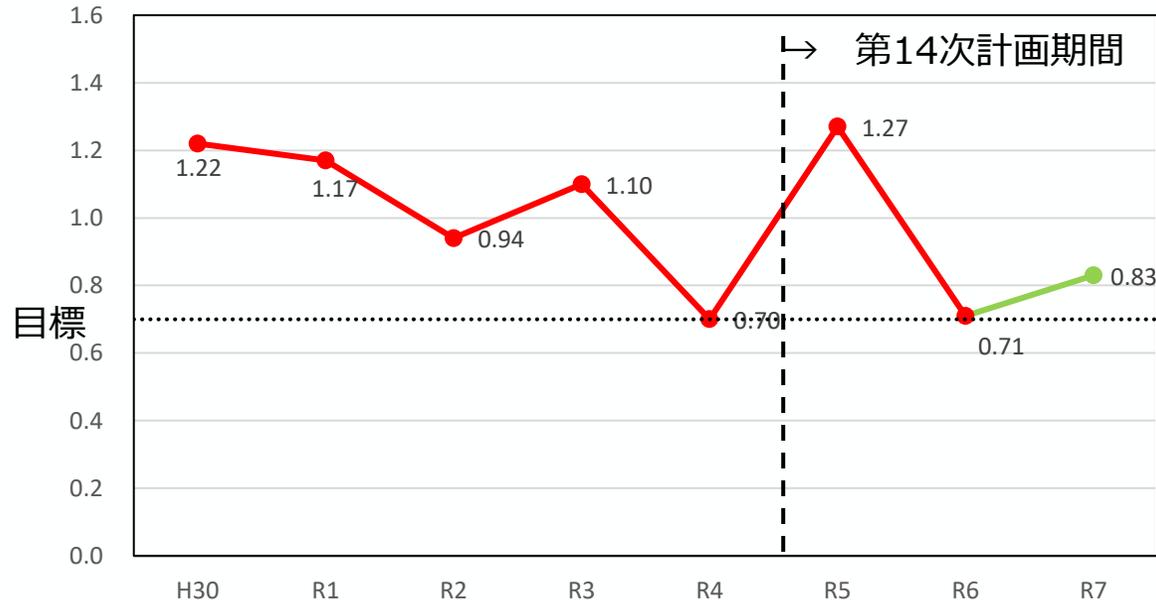
- 重傷災害※2の度数率

令和7年の重傷災害の度数率は0.68であり、令和5年～7年の平均度数率は0.70である。

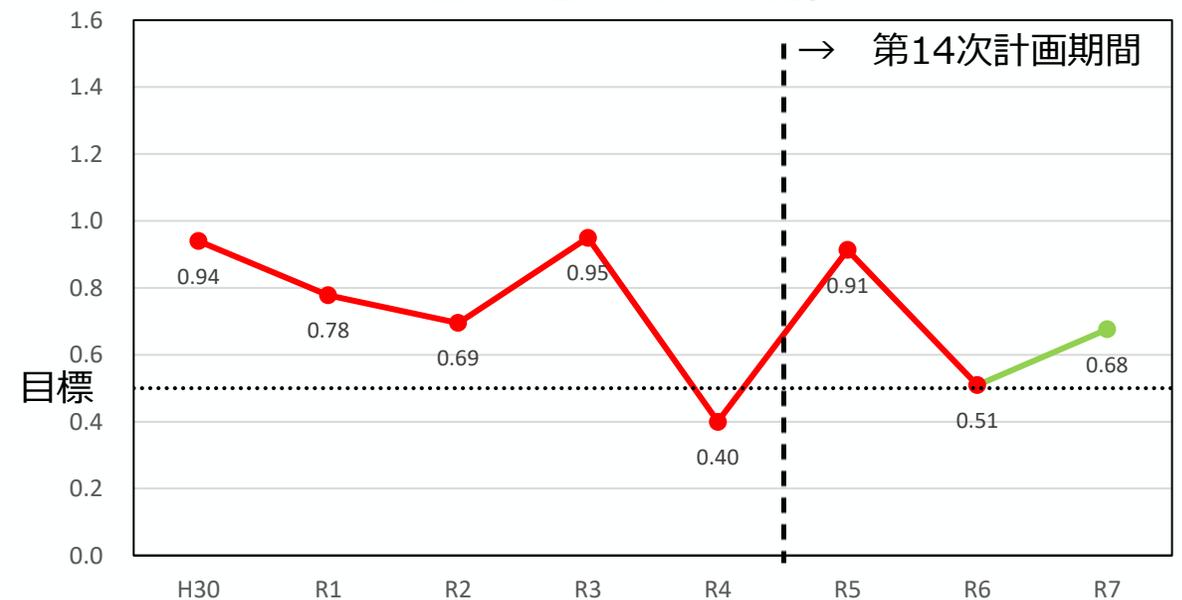
※1 度数率：稼働延百万時間当たり罹災者数（目標：計画期間5年間の平均で0.70以下）

※2 重傷災害：死亡災害を除く休業日数が2週間以上の災害（目標：計画期間5年間の平均で0.50以下）

鉱山災害の度数率の推移



重傷災害の度数率の推移

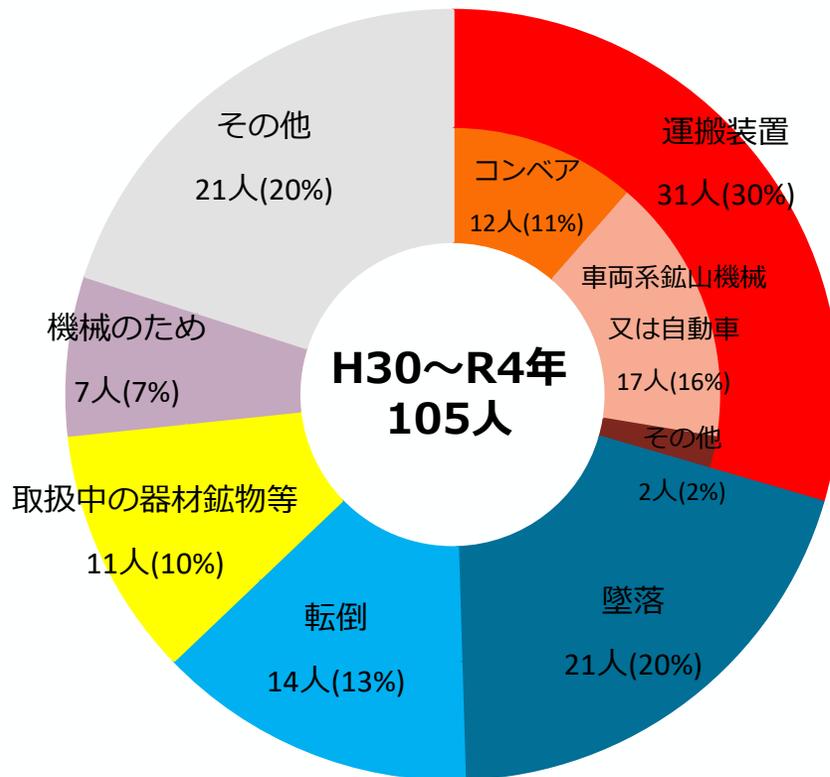


出典：鉱山保安統計年報、鉱山保安統計月報

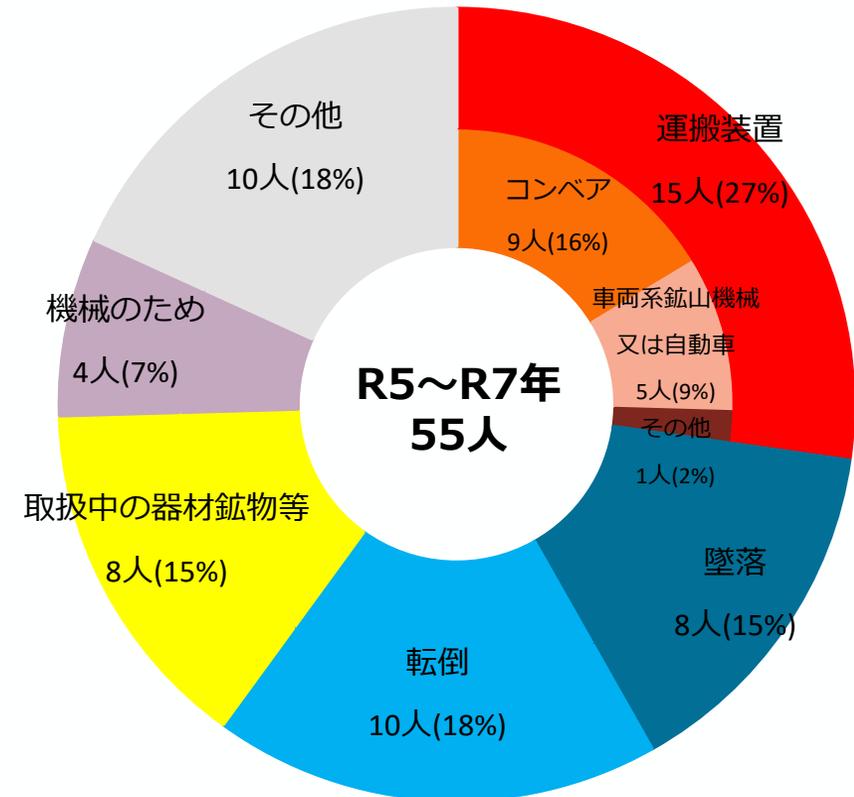
3. 発生頻度の高い災害（事由別罹災者数の割合）

- 前次の計画と比べて、「運搬装置」、「墜落」、「転倒」による罹災者の割合が多いという傾向は変わらない。

平成30年～令和4年の5年間の
災害事由別罹災者発生状況



令和5年～令和7年の3年間の
災害事由別罹災者発生状況



4. 近年の災害事例①

その他（転落）（坑外）

■災害の概要

発生日時	令和7年10月22日（水）15時50分頃
罹災者情報	47歳、工場長（保安管理者）、直轄、勤続年数28年6ヶ月、担当職経験年数7年4ヶ月
災害概要	<ul style="list-style-type: none">作業員Aは採掘場（530mL（※））で端縁処理作業を行い、作業員Bはその下部の警戒に当たっていた。作業箇所周辺にいた罹災者が端縁から作業の様子を見ていたところ、端縁付近から約100m下の430mLの小段まで滑落した。関係者が無線連絡を受けて捜索し、倒れている罹災者を発見したが、救急搬送後、病院で死亡が確認された。 ※メートルレベル：ベンチ高さ

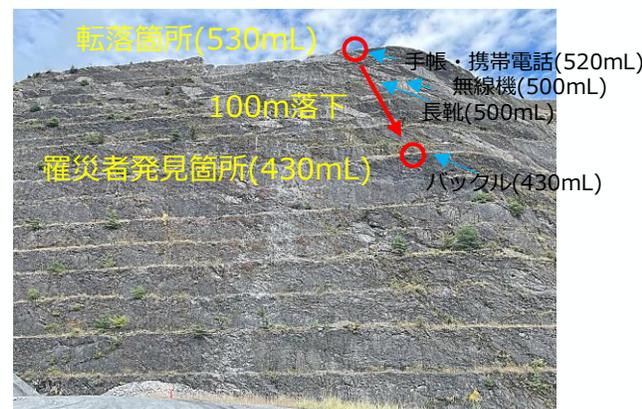
■原因と対策

【主な原因】 鉱業権者は、鉱山労働者が端縁先端部での作業監視を行うことは想定していなかったため、採掘場先端部等の高所での作業に関しては、墜落制止用器具の着用について作業手順書に明記されていなかった。

【主な対策】 採掘場上部からの作業監視は原則禁止とする。ただし、作業監督者及び作業責任者がやむを得ず必要と判断した場合に限り、上部からの監視を行えることとし、その際、作業員は墜落制止用器具を着用し、ランヤードとしっかり接続するとともにランヤードは停車させた自動車又は重機に取り付けて行うようにし、作業手順書にもその旨明記する。

また、毎日の朝礼時に「保安努力目標」を鉱山労働者全員が唱和することで、上司・部下問わず、他者の行動にも気を配り、互いが注意し合える環境を構築する。

さらに、当該鉱山では、年2回、鉱山労働者に対して職責上位者による個人面談を行っているが、保安面で指摘しづらいことを気軽に話すことのできる場として活用し、類似災害の防止を図る。



罹災者転落推定箇所及び発見箇所（352mLより撮影）



罹災者転落推定箇所

4. 近年の災害事例②

運搬装置のため（自動車のため）（坑外）

■ 災害の概要

発生日時	令和8年1月21日（水）10時40分頃
罹災者情報	68歳、ダンプトラック運転手、請負、勤続年数・担当職経験年数31年
概要	・罹災者は、発破後の鉱石をダンプトラックに積み込み、露天採掘場285mLの切羽内鉱山道路を通り、275mLベンチの仮鉱石置場へ、285mLから投石する作業を行っていた。投石のため法肩端部へバックで進入していたところ、仮置きした鉱石で作られていた丁場からダンプトラックごと275mLベンチへ転落した。現場に到着した救急隊が心肺蘇生を行ったが、搬送先の病院で死亡が確認された。



災害現場（285mLより撮影）



災害現場（275mLより撮影）

4. 近年の災害事例③

転倒（坑外）

■災害の概要

発生日時	令和7年2月17日（月）9時00分頃
罹災者情報	52歳、重機オペレータ及び発破作業員、直轄、勤続年数・担当職経験年数33年11ヶ月
災害概要	<ul style="list-style-type: none">罹災者は、ダンプ故障のため発破装薬作業へ配番され、現場作業責任者からミキサー車で詰め物不足分を配るよう指示を受けた。アンコ砂（30kg弱）を一人で運搬中、ミキサー車から約20m離れた地点でつまずき右肩から転倒。その後も作業を継続したが、後日病院で受診の結果、右肩腱板断裂と診断された。

■原因と対策

【主な原因】アンコ砂1袋が30kg弱と重量があり約20mの手運搬を要したうえ、現場は不整地で足元が悪かった。重量物運搬時の注意喚起や手順書の記載が不足し、適切な運搬方法が示されていなかった。

【主な対策】重量物を持って歩く際の危険性及び転倒災害防止について教育・周知。作業手順において、地面状態の確認、重量物の一人作業量制限(25kg以下)、運搬距離に応じた運搬方法などの見直し・周知。



罹災箇所遠景（赤破線は運搬経路）



罹災時再現

5. 車両転落等災害の再発防止に向けた注意喚起文書の発出

- 令和8年3月5日付けで、各産業保安監督部及び鉱業関係4団体宛に、注意喚起文書を発出。
- 露天掘採場における丁場の崩壊防止措置並びに車両及び鉱山労働者の転落防止措置の徹底を要請。

経済産業省

20260304保局第1号
令和8年3月5日

石灰石鉱業協会 会長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官

鉱山における車両転落等による災害発生防止について（注意喚起）

平素は、鉱山保安行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月21日、石灰石鉱山の露天掘採場において、丁場で鉱石を運搬していたダンプトラックが、高さが約10m下のベンチにある鉱石の仮置場へ投石するため、法肩端部へバックで進入していたところ、丁場から車両ごと転落し、運転手が死亡する災害が発生しました（別紙1参照）。

現在、当該丁場における崩壊や車両の転落を防止するための措置が適切に実施されているかどうかの調査を行っています。

また、昨年10月22日には、けい石鉱山の露天掘採場において、保安管理者が、端縁処理作業近くのベンチ端縁から約100m下まで転落し、死亡する災害が発生したところです（別紙2参照）。

貴団体におかれましては、会員の各鉱山において、露天掘採場における丁場の崩壊防止措置並びに車両及び鉱山労働者の転落防止措置として必要な安全対策が適切かつ確実に実施されているかについて、あらためて御確認いただき、鉱山における車両転落等による災害発生防止に万全を期していただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

(別紙1)

災害等情報（速報）

鉱種：石灰石	鉱山（附属施設）の所在地：滋賀県					
災害等の種類：坑外 運搬装置のため（自動 車のため）	発生日時： 令和8年1月21日（金） 10時40分頃	罹災者 数	死	重	軽	計
		1				1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 68歳、ダンプトラック運転手、請負、勤続年数：31年、担当職経験年数：31年						
罹災程度： 死亡（死因：大動脈離断）						
当日、罹災者は、発破後の鉱石をダンプトラックに積み込み、発破採掘が行われている露天掘採場285mLの切羽内鉱山道路を通り、275mLベンチの仮置場へ、285mLから投石する作業を行っていた。						
8時30分頃から、罹災者は始業点検等を実施し、10時頃から持ち運搬作業を開始した。10時40分頃、罹災者は、ダンプトラックから投石するため、285mLの法肩端部へバックで進入していたところ、仮置した鉱石で作られていた丁場からダンプトラックごと275mLベンチへ転落した。						
罹災後、現場に到着した救急隊員により、現場で心肺蘇生を行っていたが、病院に救急搬送後、当日12時15分に死亡が確認された。						
【お問い合わせ先】 中部近畿産業保安監督部近畿支部 鉱山保安課：宮本、小西 電話番号：06-6966-6062						

6. 保安全管理マスター制度に係る取組

- 鉱業関係団体は、保安全管理マスター制度の運用等を通じ、自主的な保安全管理体制の強化のための取組を実施。

<保安全管理マスター制度>

民間4団体※により構成される「鉱山保安推進協議会」は、鉱山における保安全管理人材の育成を目的とした「保安全管理マスター制度」により資格認定試験を実施。試験（法令講習受講必須）に合格し、鉱業経験1年以上を経た者を同協議会が「露天採掘技術保安全管理士」又は「鉱場技術保安全管理士」として認定。

※ 民間4団体：日本鉱業協会、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会、カーボンフロンティア機構

● 試験概要

- ・科目：技術試験（露天採掘又は鉱場から選択）、鉱山保安法令試験（共通）
- ・試験地：全国7都市（札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡）

● 直近5年間の試験結果等の実績

年度	受験者数			合格者数			合格率（%）		
	全体	露天	鉱場	全体	露天	鉱場	全体	露天	鉱場
R3	401	232	169	131	74	57	32.7	31.9	33.7
R4	362	221	141	137	93	44	37.8	42.1	31.2
R5	367	224	143	147	96	51	40.1	42.9	35.7
R6	335	212	123	102	65	37	30.4	30.7	30.1
R7	321	202	119	88	57	31	27.4	28.2	26.1

※ 令和7年度から、受験資格要件の緩和により鉱業経験1年未満の者でも受験可能となった。

出典：保安全管理マスター制度運営委員会 資料

7. 保安レベルの継続的向上に資する令和7年度の取組

- 各監督部において、鉱山労働者等を対象に外部専門家を活用した保安指導・研修、鉱業関係団体と連携した講演会や勉強会等を実施。

鉱業関連団体と連携した取組

- ・ 四国鉱業会主催の保安技術講習会において、四国支部から災害事例を説明。（四国）
- ・ 管内の鉱業関係団体と連携し、保安講話等を実施。（東北、関東、中部、近畿、中国）

各監督部等の取組

- ・ 管内坑内採掘炭鉱に対し、前年の保安総括、当年の保安方針に関するヒアリングを実施。（北海道）
- ・ 外部専門家を招き、高齢者向けの健康維持及び転倒・腰痛防止に関する講話等、研修会を実施。（東北）
- ・ 管内石灰石鉱山に対し、労働安全の専門家による保安指導を実施。（関東）
- ・ ベルトコンベア巻き込まれ災害を念頭に、製造メーカーと協力の上、ベルトコンベア研修を実施。（近畿）
- ・ 管内鉱山に対する法令講習会を実施。（中国）
- ・ 管内鉱山を対象に、沖縄県内3会場において、作業における危険性・有害性の特定やリスク低減措置の内容検討など、リスクアセスメント手法の習得を目的とした研修を実施。（那覇）
- ・ 保安週間に合わせて各部職員の保安講話等を実施。（北海道、中部、九州）
- ・ 管内小規模鉱山に対して、大規模鉱山の技術者による保安指導を実施。（九州）



【近畿】ベルトコンベア研修



【中国】法令講習会



【那覇】鉱山保安研修